

令和 6 年 3 月 21 日

総 務 大 臣  
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 相 田 仁

答 申 書

令和 6 年 1 月 23 日 付け 諮問 第 3177 号 を も っ て 諮問 され た 事案 につい て、審議 の 結果、  
下 記 の と お り 答 申 す る。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添 1 のとおりである。
- 2 本件、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 6 号）の一部改正については、次のとおり諮問された省令案に法令上の修正を加えた上で、改正することが適当と認められる。
  - ・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 6 号）の一部改正案について、別添 2 のとおりとすること。

以上

## 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和4年総務省令第6号) の一部改正案等」に対する意見及びそれに対する考え方

■ 意見募集期間 : 令和6年1月24日(水)から令和6年2月27日(火)まで

■ 意見提出件数 : 21件(法人・団体:1件、個人:20件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順・敬称略)

受付順	意見提出者
1	公益社団法人全国消費生活相談員協会
—	個人(20件)

# 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和4年総務省令第6号) の一部改正案等」に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方	提出意見 を踏 まえた 案の修 正の有 無
<b>1. 総論</b>		
意見1-1 案に賛同する。	考え方1-1	
<p>改正案に賛成です。</p> <p>ただし、事業者においては、2025年7月1日までの間に更新が行われる場合には、新規契約と更新契約について消費者が充分理解して選択できるよう詳細な説明を行うことが必要です。</p> <p>総務省においても、改正について広報をお願いします。</p> <p>なお、法27条の3で携帯電話事業者の解約料が制限された際、既往契約に関しては、契約中のプランから解約料が0円へのプランへ乗り換える手続きをわざわざ行う必要があり、乗り換えがなかなか進みませんでした。今回は消費者側の手続きが簡易なものですむように工夫していただきたいです。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお書きの御意見については、2028年6月末をもって経過措置が完全に廃止されることとなるため、事業者において、法令に不適合な契約を適合した契約へと移行させることが求められます。</p>	無
意見1-2 その他	考え方1-2	
<p>省令案の2頁の改正前欄の11行目「新設」は「加える」のほうがよい。1頁の最終行の例と同様に。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>新旧対照表において項等を追加する場合は改正前欄において[新設]と記載しております。</p>	無
<p>店舗における化学物質過敏症患者への配慮等香害への対応を求める御意見</p> <p style="text-align: right;">(個人19件)</p>	<p>参考の御意見として承ります。</p>	無

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は要約等の整理をしております。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和四年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(利用者保護に関する規定の適用に関する特例)</p> <p>2 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に締結されている電気通信業務(法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信業務に限る。)の提供に関する契約(契約期間の定めがない契約を除く。)及び当該契約の一部の変更(施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うもの又は利用者からの住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないものに限る。)又は更新(当該変更を内容とする契約の更新を含み、令和七年六月三十日までに行われたものに限る。)を内容とする契約については、当分の間、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十三の二第二号の規定は、適用しない。</p> <p>3 前項の規定については、令和十年六月三十日限り、その効力を失う。</p> <p>4 第二項の規定は、届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、同項中「第二十二條の二の十三の二第二号」とあるのは「第四十條第五項において準用する同令第二十二條の二の十三の二第二号」と読み替えるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>(利用者保護に関する規定の適用に関する特例)</p> <p>2 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に締結されている電気通信業務(法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信業務に限る。)の提供に関する契約及び当該契約の一部の変更(施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うもの又は利用者からの住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないものに限る。)又は更新(当該変更を内容とする契約の更新を含む。)を内容とする契約については、当分の間、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十三の二第二号の規定は、適用しない。</p> <p>3 「新設」 前項の規定は、届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「第二十二條の二の十三の二第二号」とあるのは「第四十條第五項において準用する同令第二十二條の二の十三の二第二号」と読み替えるものとする。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。